

大学コンソーシアム富山 地域課題解決事業

平成29年度



課題募集

自治体が抱える
地域課題について
富山県内の
高等教育機関の
教員や学生と
協働して実施
することにより
課題の解決を
図ります。

自治体・地域の団体など
地域をより良く、より活性化させるために、
具体的にどうしたらよいか？

大学コンソーシアム富山
自治体等と高等教育機関の連携を図り、
地域の課題解決を応援します！！

高等教育機関

研究成果や調査実績を役立てたい！！
富山大学 富山県立大学 高岡法科大学 富山国際大学
富山短期大学 富山福祉短期大学 富山高等専門学校

●これまでの取組課題●

課題提案 (自治体)	課題解決協力 (大学等名)
富山県	・富山県の少子化問題を考える
魚津市	・もっと乗りたいと思ってもらえる市民バス運行システムの構築 ・効果的な地域情報の発信
小矢部市	・魅力・情報発信による人口増対策
南砺市	・山間過疎地域の集落維持及び コミュニティ活動継続の支援
舟橋村	・健康構想拠点事業 ・人口問題プロジェクト
朝日町	・観光地の魅力アップについて ・ヒスイ海岸における観光動向調査

◆平成29年度の地域課題は、 随時受付中です

事業の概要やこれまでの実績については
ホームページをご覧ください。

大学コンソーシアム富山 地域貢献 [Q](#)

●お問合せ● 下記又は各機関の担当窓口まで
大学コンソーシアム富山 地域貢献部会
〒930-0096 富山市舟橋北町7-1 富山県教育文化会館内



TEL 076-441-2455 FAX 076-441-2456
<http://www.consortium-toyama.jp/lokai.html>



E-mail:chiiki-kadai@consortium-toyama.jp

地域課題解決事業

高等教育機関がその教育研究成果を生かし、自治体が抱える地域課題の解決策の提案を行い、自治体等と協働して実施することにより、課題の解決を図る。

事　項	自　治　体	大学コンソーシアム富山	高等教育機関
①地域課題の募集・提案 (隨時受付中)			
地域課題の募集			
地域課題の提案			
②地域課題への解決策の募集・提案 (地域課題受付後、速やかに)			
解決策の募集			
解決策の提案			
③解決策の採択と契約締結等 (採否：解決策提案後、速やかに。 契約締結：自治体予算措置後、速やかに)			
協議			
解決策の採択			
解決策の採否決定			
契約締結			
事業費の支払			
④事業の実施 (契約締結後、直ちに)			
事業の協働実施			
⑤事業実施報告書の提出 (事業終了後、速やかに)			
事業実施報告書の提出			
⑥事業費の額の確定及び事業成果に対する評価 (事業終了後、報告：翌年度4月まで)			
事業費の額の確定通知			
事業成果(評価)報告書提出			

① 地域課題の募集・提案 (随時受付中)

- ・コンソーシアムから県下の自治体等に対して地域課題の募集を行う。
- ・自治体等は、地域課題の提案時に事業費を明示する。

地域課題の例	
地域づくり	中心市街地の活性化、地域行事の企画運営参加、公共交通の活性化、過疎対策、コミュニティ活動など
地域産業の活性化	特産品による商品開発、観光プランの提案など
保健・福祉の増進	健康増進講座、健康調査、高齢者との交流活動、少子化問題（人口増対策）など
教育支援	学習支援、体験活動やスポーツの指導など
環境の保全	里山の保全、地域の清掃美化、環境教育など
地域の安全安心	防犯パトロール、防災啓発活動など
その他の活性化	地域の魅力の情報発信など地域活性化に資する活動

② 地域課題への解決策の募集・提案 (地域課題受付後、速やかに)

- ・コンソーシアムは、自治体等からの申請を受けて、各高等教育機関に対して地域課題への解決策の募集を行う。
- ・**解決策の提案者は教員**とする。（学生が行う事業であっても、担当教員を設け、同教員が実施責任者として提案する。）

③ 解決策の採択と契約締結等 (採否：解決策提案後、速やかに。契約締結：自治体予算措置後、速やかに)

- ・提案を受けた自治体等は、必要に応じ、高等教育機関の教員と協議の上、採否を決定する。
- ・採択となった高等教育機関は、当該自治体等との間で受託研究契約又は共同研究契約を締結する。
- ・自治体等は、契約締結後、高等教育機関へ事業費を直接支払う。

④ 事業の実施 (契約締結後、直ちに)

- ・事業の実施に当たっては、高等教育機関（提案者）は当該自治体と綿密な打合せを行い、協働して事業に取り組む。

⑤ 事業実施報告書の提出 (事業終了後、速やかに)

- ・高等教育機関（提案者）は、事業終了後、コンソーシアムに対し事業実施報告書を提出し、コンソーシアムは、当該自治体に報告する。

⑥ 事業費の額の確定及び事業成果に対する評価

(事業終了後、報告：翌年度4月まで)

- ・自治体等は、事業実施報告書を確認のうえ事業費の額を確定し、高等教育機関に通知する。
- ・自治体等は、事業評価報告書を作成し、コンソーシアムへ提出し、コンソーシアムは高等教育機関（提案者）に報告する。